

警戒区域内に所有自動車を残置したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成23年9月に購入した中古自動車の購入費用の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- ア 自動車購入費用 金37万円
（期間 自 平成23年9月1日
至 平成23年9月末日）
- イ 証明書取得代 金1500円
（期間 自 平成23年9月1日
至 平成23年11月末日）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の期間及び損害項目に対する和解金として金37万1500円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月29日

（仲介委員 和田光史）